

水辺の活動を楽しむために

夏に向けて、水辺に涼を求め、レジャーを楽しむ機会が増えるとともに、水辺の事故も増えていきます。水辺で楽しく安全に活動するために、次のことに気を付けましょう。

水辺で遊ぶ前に、**天気予報を確認**しよう

水辺で遊ぶときは**子どもだけで行かない**
1人で行かない
ライフジャケットを**着よう**

溺れている人がいたら、**飛び込まず**
助けを**呼ぼう**

水に落ちたら、**慌てず、浮いて**
助けを**待とう**

図 本庁文化スポーツ課スポーツG (図6332)

※必要な書類について詳しくは市庁をご確認ください。

問 本庁コミュニティ課生涯学習・ひとみらい政策G (図4741)

shakai@city.satsumasendai.lg.jp

「体」改造倶楽部の参加者

時 8月7日(月)～12月27日(水)

所 川内保健センター

因 生活習慣、食習慣の改善を目指した毎月1回の個別面接(30分程度)

対 19歳～40歳

定 先着7人

※参加無料

期 8月4日(金)まで

方 直接、電話

問 市民健康課健康増進第1G (川内保健センター内)

☎ 8811

二十歳のつどい実行委員

定 若干名

期 令和5年度に二十歳で、実行委員会および二十歳のつどいに参加できる方

因 企画・準備および当日の運営

期 7月28日(金)まで

方 任意の様式に、住所、氏名、年齢、連絡先、応募動機を明記の上、メール、送付、ファックス

問 〒895-0076 大小路町14-5 社会教育課社会教育G(中央公民館内)

☎ 7251

☎ 1311

お知らせ

なたきり老人介護手当

対 次の①～③の要件を全て満たす方

- ① 在宅の要介護高齢者・介護者共に本市に1年以上住所を有していること
- ② 要介護4または5と認定された65歳以上の高齢者を、基準日(令和5年8月1日)から過去6カ月間に3カ月以上継続して介護していること
- ③ 要介護高齢者・介護者と同一世帯の全員が、市民税所得割が課税されていないこと

※特別障害者手当または経過的福祉手当の受給者は対象外

因 要介護高齢者1人につき、6万円を支給

準 介護者の身分を証明できるもの(免許証、保険証など)、介護者名義の通帳

期 8月1日(火)～31日(木)

方 準をお持ちの上、直接

問 本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G (図2673) または各支所、甑島振興局

国民健康保険被保険者証の更新

新しい「国民健康保険被保険者証」を7月末までに送付し

国民健康保険被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証(緑色)の有効期限は、7月31日までで、8月1日以降は使用できませんので、ご注意ください。

※新しい被保険者証(オレンジ色)の有効期限は、令和6年7月31日まで(令和6年7月31日までに75歳に到達される方は、誕生日の前日まで)が有効期限となります。

※就学のために他市町村へ転居し、マル学被保険者証が必要の方は、在学証明書をご持参いただき手続きを行ってください。

問 本庁保険年金課国保G (図2841)～2843) または各支所、甑島振興局

国民健康保険限度額適用認定証の更新

入院や高額な外来診療を受診される際に、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、保険適用分の医療費の窓口負担額が、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済みます。

また、市民税非課税世帯の方には、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の

薩摩川内市公式LINEがより便利になりました!

市公式LINEは、防災情報や緊急情報を瞬時にお届けします。その他の情報は、自分がほしい情報を設定して自分仕様で利用できるようになりました。

また、基本メニューをリニューアルして、市ホームページや防災情報などにもアクセスしやすくなりました。基本メニューの「防災情報」から、防災マップや避難所などの情報が確認できます。



▲市公式LINEの登録はこちら

＜ほしい情報の設定方法＞

- ① ほしい情報設定をタップ
- ② スマートフォンの画面上に展開された画像の基本情報設定をタップ
- ③ ほしい情報のカテゴリーに☑️をしてください。設定していない場合は、防災・緊急情報以外の情報は届かなくなりますので、必ず設定してください。



- すべての情報**
→ 配信されるすべての情報を受信する場合はこちらにチェック
- 暮らし・手続き**
→ 税や届出、証明書の発行などの情報
- 健康・福祉**
→ 各種検診、介護、年金などの情報
- 子育て・教育**
→ 学校や子育て、生涯学習などの情報
- イベント**
→ 市内で開催されるイベント情報
- 仕事・産業**
→ 商工業や雇用などに関する情報
- テレビ情報**
→ テレビ放送に関する情報
- 市外居住者向け情報**
→ 移住、定住、ふるさと納税などの情報

基本情報設定

市からの「ほしい情報」や「お住まいの地域」など受信設定をすると快適に利用できます

ごみ収集日の設定

お住まいの地域を選択すると収集日の前日20時に通知します

図 本庁秘書広報課 企画総務・広聴広報G(内線4121)

結婚新生活支援補助金

因 結婚に伴う新生活のスタートに係る新居の住居費、引越費用などへの補助

▼ 対象になる費用(住宅の購入費、賃貸に係る費用(敷金、礼金、仲介手数料、1カ月分の家賃および共益費)、引越費用、リフォーム費用)

▼ 補助上限額(結婚時、夫婦共に29歳以下の場合、上限60万円、39歳以下の場合、上限30万円)

対 次の①～⑤の要件を全て満たし、市内に居住する世帯

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であること
- ② 婚姻時に夫婦共に39歳以下であること
- ③ 夫婦の合計所得が500万円未満であること
- ④ 婚姻に伴い、令和5年4月1日以降に市内の住宅を新たに取得または賃借したことに係る対象経費を支払っていること
- ⑤ 夫婦共に市税などの滞納がないこと

期 令和6年3月31日(日)必着

方 申し込みに必要な書類を問に直接

交付対象年齢および交付条件	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 申請時に、国民健康保険税に未納がないこと <p>【70歳以上74歳未満の場合】 (上記条件に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主および国民健康保険被保険者全員の令和5年度市民税が非課税であること 被保険者証の負担割合が「3割」かつ課税所得が690万円未満であること 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 市民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数が確認できる領収書や入院期間証明書 来庁者の身分証明書(代理人の申請の場合)